

資料編

■用語解説	164
■緑地現況総括表	172
■都市公園一覧表	173
■保全緑地等一覧表	176
■都市公園の種別一覧表	177
■主な緑地保全制度の概要	178
■主な樹木保全制度の概要	183
■主な緑化制度の概要	184
■所沢市みどりの基本計画の改定経緯	185
■所沢市みどりの審議会委員名簿	187
■諮問書（所沢市みどりの基本計画の策定について）	188
■答申書（所沢市みどりの基本計画の策定について）	189
■ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例	190

用語解説

あ

アダプト・プログラム	身近な道路、公園・緑地、河川・水路等、市が管理する公共施設において、清掃美化活動を市民と市が協働で行う制度。参加団体には、保険の加入や必要な物品及び用具の貸出し等を行う。
いきものログ	環境省がインターネット上で提供するシステムで、発見した生きものの情報を登録・共有・提供することができる。また、システムを用いて、生きものの調査・観察記録の管理や、市民参加型調査を企画・実施することも可能。
エコロジカルネットワーク	生物多様性を保全するため、生態系の拠点となるみどりを適切に配置し、つながりをもたせること。生きものの生息・生育地となるみどりの核や緩衝となるみどりを適切に配置するとともに、生きものの分散・移動による個体群の交流を促進するため、生態的なみどりの回廊を確保することが基本となる。
SDGs	SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための17の国際目標。2015年の国連サミットで採択された。
おおたかの森トラスト	平地林の購入、借り受け、保全活動を通じて生態系を豊かにし次世代に引き継ぐことを目的に活動するトラスト団体。本市では東狭山ヶ丘、北岩岡、くぬぎ山等を中心に活動している。
屋上緑化	建物の屋根や屋上に植栽基盤をつくり植栽する緑化。みどりの創出による気温低減や建物の室内温度及び表面温度の上昇を防ぐ効果がある。
オープンスペース	公園や広場、運動場、水面など、建物に覆われていない土地や敷地内の空地の総称。

か

街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。（詳細は「都市公園の種別一覧表（P177）」を参照。）
外来種	自然に、あるいは観賞用や有用種として人為的に外国から入ってきた生きものの種類。
学習林	自然学習のために、学校で保有又は借用している林。所有者の話を聞いたり、下草刈りやごみ拾いなど学校ごとに多様な活動が展開されている。
学校ビオトープ	環境教育の教材として活用することを主たる目的に、学校の敷地内に設置した、地域在来の昆虫などの生きものの生息のための草地や池などの空間。
学校ファーム	学校単位に設置された農園。心身共に発育段階にある児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることをねらいとする。
河畔林	河川と相互に影響を及ぼす（洪水をうける、日陰をつくるなど）範囲の森林。水生・陸上生物の生息空間を形成するとともに、日射の遮断効果、水生昆虫や魚類の餌の供給、土砂の流出防止、水質の浄化などの働きがある。
緩衝緑地	都市公園法に基づく都市公園の一種で、大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯の災害の防止を図ることを目的とする緑地。（詳細は「都市公園の種別一覧表（P177）」を参照。）
間伐	込みすぎた森林を適切な密度の健全な森林に導くために、また利用できる大きさに達した立木を収穫するために間引く伐採。
管理協定制度	樹林地の土地所有者と行政が協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって一定区域の樹林管理を行う制度。これにより、土地所有者の緑地の管理の負担を軽減することができる。（詳細は「主な緑地保全制度の概要（P180）」を参照。）
近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	首都圏の近郊整備地帯における無秩序な市街化の防止などを目的として、良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地等を保全するため、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定される緑地。このうち特に重要な緑地を近郊緑地特別保全地区として指定できる。（詳細は「主な緑地保全制度の概要（P178）」を参照。）

近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。（詳細は「都市公園の種別一覧表（P177）」を参照。）
くず掃き	堆肥として用いるため、秋から冬の間に雑木林の落ち葉を掃き集める作業。集めた落ち葉は1年以上発酵させて堆肥にする。
くぬぎ山地区 自然再生協議会	川崎市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」について、その歴史的・文化的・環境的価値を継承することを目的として、自然再生推進法に基づいて設置された協議会で、行政、地域住民、専門家、NPO等が参加している。
グリーンインフラ ストラクチャー	社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、雨水の流出抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取り組み。
景観重要樹木	地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要な樹木として、景観法に基づき指定されるもの。
広域公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。（詳細は「都市公園の種別一覧表（P177）」を参照。）
公開空地	総合設計制度により設けられた空地で、一般に開放され自由に通行または利用できる区域。
公共空地	市が所有している整備前の公園予定地など。
公共公益施設	公共施設と公益施設の総称。公共施設とは、道路、公園、下水道などの都市の骨格を形成するような一般市民の利用を目的として整備される施設。公益施設とは、教育施設、行政サービス施設、医療・福祉施設、コミュニティ施設などの市民生活に必要なサービス施設。
公共施設緑地	都市公園以外の公有地又は公的な管理が行われている公園緑地に準じる機能を持つ施設及び公共公益施設における植栽地。
公共施設緑化 ガイドライン	公共公益施設の緑化指針で、緑化基準、緑化方法、維持管理、植栽候補種、緑化協議などを定めたもの。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として、平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた制度。 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。
子ども広場	地域児童の健全な育成を図るため、自治会、町内会等が設置する広場。
㊦	
埼玉県狭山丘陵いきもの ふれあいの里センター	狭山丘陵の身近な自然とのふれあいを通じて学ぶ展示施設で、センターのほか、屋外の雑木林や谷戸、湿地等のエリアで構成される。自然観察会やガイドウォークなどのイベントが定期開催されている。
さいたま緑の森 博物館	狭山丘陵の雑木林や湿地などの自然そのものを展示物とした、入間市と所沢市にまたがるおよそ85haの広さの体験型の博物館。
在来種	ある地域に現在生息・生育する生きもののうちで、昔からあった種類。一般的に、郷土種と同様に使われ、自然の回復には、気候風土に合っているこれらの種類を用いるのがよいとされている。
里山	人の活動によりつくられた農地、樹林地、草原などで構成される地域で、里地里山とも呼ばれる。循環型の資源利用により、特有の生態系が生まれ、自然と調和した生活が営まれてきた。
里山保全地域	地域制緑地の一つ。指定された地域では行為の届出が義務づけられるなど、みどりの保全措置が講じられる。（詳細は「主な緑地保全制度の概要（P182）」を参照。）

市街化区域	都市計画法に基づき、都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として都市計画に定めた区域。市街化区域では、一定のルールのもとに、建物を建築することができる。
市街化調整区域	都市計画法に基づき、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として都市計画に定めた区域。市街化調整区域では、原則として都市計画法による許可等を受けなければ、建物を建築できない。
市街地開発事業	道路・公園などの都市基盤施設の整備と計画的な土地利用を行い、良好な市街地を形成する事業のこと。土地区画整理事業などがある。
施設緑地	都市公園、都市公園に準じる機能を有する公共・民間の施設及び公共公益施設における植栽地等施設として整備された緑地の総称。
自然河岸	護岸工事がされていない自然な状態の河岸。
市民の森	緑地の保護及び市民の良好な生活環境を確保するため、所沢市市民の森設置要綱に基づき土地所有者と市が契約を締結し、市民に憩いの場の提供やみどりを保護する思想の普及を図る樹林地。（詳細は「主な緑地保全制度の概要（P181）」を参照。）
市民緑地	市内に残る貴重な民有緑地を保全するとともに、広く市民の利用に供するため、都市緑地法に基づき土地所有者と地方公共団体、民間主体などが契約を締結し、地域の人たちに利用できるように開放する制度(市民緑地契約制度)。 加えて、緑化地域及び緑化重点地区内の民有地を市民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度(市民緑地認定制度)がある。（詳細は「主な緑地保全制度の概要（P180）」を参照。）
借地公園制度	公園の整備にあたり、市が土地所有者との貸借契約により土地物件に係る権原を借り受けて都市公園を開設する制度。
社寺林	神社・寺院が所有し、参道や拝所を囲むように維持されている樹林。
斜面林	段丘等の傾斜地にある樹林。
蒸発散作用	地表面から大気中への水の移動。裸地（土壌面）からの水の蒸発と、そこに生育する植物による水の蒸散とを合わせた呼称。蒸散とは、光合成を行なう植物の葉などの表皮の気孔を介して発散される水分のこと。
植物群落	同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群をいう。便宜的な概念で、「植生」の単位として用いられる。
親水化	人が安全に水と親しむことのできる施設を河川等に設置すること。人工のせせらぎや川に下りやすい階段状の護岸、河川沿いの遊歩道などがある。
薪炭林	燃料とする薪等を得るために利用される雑木林。
生産緑地地区	良好な都市環境を確保するために役立つ市街化区域内の農地を計画的に保存することを目的として都市計画で定める地区。生産緑地地区に指定されると、建築行為等の制限がかかるほか、固定資産税や相続税納税猶予の特例等、税法上の取り扱いも変更となる。
生態系	ある地域に生息・生育する生きものとそれらの生活空間である大気、水、土等の無機的環境を含めたつながりのこと。生きものは、生産者（緑色植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や菌類）に分類することができ、これらの生きものや大気、水、土等との間でエネルギーや物質が循環している。
生物多様性	あらゆる生物種の多さ（種の多様性）と、それにより成り立つ豊かな生態系やそのバランスした状態（生態系の多様性）、さらに、生きものが過去から未来へと伝える遺伝情報の多さ（遺伝子の多様）までを含めた広い概念。
生物多様性地域戦略	生物多様性基本法に基づき、地方公共団体が策定する、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画。

生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き 都市の生物多様性確保の推進に向けて、緑の基本計画への施策の取り入れ方などを示したものの、2018年に国土交通省により作成された。

瀬や淵 自然にできる河川構造のこと。川には流れが速く水深の浅い場所と流れが遅く水深の深い場所がある。流れが速く浅い場所を瀬（せ）、その前後で流れが緩やかで深いところを淵（ふち）と呼ぶ。

雑木林 かつては用材にならない雑多な木からなる林の意味で用いた。広葉樹などの二次林で、薪炭林、農用林などとして使われてきたものが多く、里山の中心的存在。伐採、下草刈り、くず掃き、萌芽更新等の人為的な管理によって維持されてきた。本市では昔から「ヤマ」と呼ばれている。

総合公園 都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市住民全般の休憩、鑑賞、散歩、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園。（詳細は「都市公園の種別一覧表（P177）」を参照。）

た

体験農場 農業者以外の方が野菜や草花などの栽培を通して自然にふれるとともに、農業への理解を深めてもらえるように市が貸出ししている農場。

堆肥 落ち葉等の有機物が微生物によって分解されたもので、農業をする上で農地の栄養分や土壌改良材として使用する。

多自然川づくり 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、河川が本来有している生きものの生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

段丘崖 河川の流路に沿う階段状地形を河岸段丘という。元の谷の中に新しい谷がつくられる河川の浸食作用の繰り返しで形成され、元の谷床の部分で段丘面、新たな谷の壁の部分で段丘崖と呼ぶ。

地域制緑地 樹林などの自然環境を保全するため、法律や条例等の制度に基づき、土地利用の規制地域として指定する緑地の総称。

地域緑化推進計画 住民が自発的に緑化を推進しようとする地区の代表者が緑化に関する事項を定めた計画。（詳細は「主な緑化制度の概要P184」を参照。）

地球温暖化 人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象。

地区計画 都市計画法に基づく制度で、特定の区域において、住宅地や商業地など地区の特性に応じたまちなみや環境の保全・形成を目的に、敷地や建築物等に関する特別なルールを都市計画に定め、地区住民・権利者が主体となりまちづくりに取り組む手法。（詳細は「主な緑化制度の概要P184」を参照。）

調整池・調節池 集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水等を一時的に溜める池のこと。なお、開発に伴い設置されるものを調整池、河川管理者が河川内に設置するものを調節池という。

特殊公園 都市公園法に基づく都市公園の一種で、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園。（詳細は「都市公園の種別一覧表（P177）」を参照。）

特殊緑化 人工地盤や従来緑化が困難とされてきた空間を緑化する技術。屋上緑化、壁面緑化、ペランダ緑化、建物内部や地下空間の緑化等がある。

特定外来生物 外来生物のうち、海外から導入されることで、日本の生態系や農林業、人の生活に大きな悪影響を及ぼす可能性があるとして、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律で指定された生物。

特定生産緑地 都市計画決定から30年が経過する生産緑地地区について、所有者の意向を基に市が指定するもの。買取り申出期間が10年延伸され、農地の保有や相続における特例措置を継続することができる。

特別緑地保全地区	都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地を保全するため、都市緑地法に基づき指定された緑地。（詳細は「主な緑地保全制度の概要（P179）」を参照。）
とことこガーデン	景観まちづくりモデル事業の一つ。庭や玄関先での花づくり等により、身近なまちの良好な景観の形成を進める取り組み。
とことこ景観資源	景観資源候補として申請された建築物、工作物、樹木、樹林地、街路樹、公共施設、市民活動等の中から、所沢らしい良好な景観の形成に資するもの、文化財または巨樹・巨木について、市長により指定されるもの。（所沢ひと・まち・みどりの景観条例に基づく）
とことこ景観樹木	景観重要樹木の候補として、制度の円滑な運用を図るため、「とことこ景観資源」の中で「とことこ景観樹木」として位置づけられたもの。（所沢ひと・まち・みどりの景観条例に基づく）
所沢市市民生きもの調査	所沢市内の生きものの生息・生育状況を把握するため、環境省のいきものログを使用し実施された調査。（実施期間：2017年（平成29年）10月～2018年（平成30年）9月）
所沢市農地サポート事業	遊休化した農地や遊休化するおそれのある農地を中心に農地の流動化を図るため、農地サポート情報台帳の作成、台帳の閲覧の実施、売主（貸し主）と買主（借り主）の調整など、埼玉県、社団法人埼玉県農林公社などと連携を図り、農地の貸借、売買の流動化を図る事業。
所沢市ひと・まち・みどりの景観条例	所沢市の良好な景観の形成に必要な事項を定め、市、市民及び事業者の協働による景観まちづくりを推進し、地域の特性を活かした所沢らしい景観の実現を図るため定めた条例。（景観法に基づく） 景観まちづくりを主体的に実践する景観市民活動クラブやとことこ景観資源等の市民主体の景観づくりについて定めている。
所沢市街づくり条例	市民参加による街づくりの制度や一定規模以上の開発行為の際のみどりの保全及び創出等を含めた施設整備に努めることなどを定めた条例。 市民主体の街づくり促進のため、「市民計画」の策定や「協議会」の結成、「街づくり協定」の締結、都市計画決定の手続き等について定めている。
所沢市緑の基金	緑化の推進及び緑地の保全のための事業の資金に充てるため、所沢市緑の基金条例に基づき、市の積立と市民等からの寄付により積み立てられた基金。
所沢のみどりのふれあいウォーク	みどりへの理解と意識の向上を図ることを目的に、市内のみどりをウォーキングでめぐるイベント。
都市計画区域	都市計画法に基づいて、都市の実態や将来の計画を勘案して、計画的なまちづくりを進めるために指定する区域。
都市下水路	主として市街地(公共下水道の排水区域外)において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいう。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地。
都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として2017年（平成29年）に制定された法律。
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づいて指定される、土砂災害のおそれのある区域。そのうち、特に建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、土砂災害特別警戒区域が指定される。
都市緑地	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として都市の自然的環境の保全等を目的とした緑地。（詳細は「都市公園の種類別一覧表（P177）」を参照。）
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。

土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更と公共施設の新設又は変更を行う事業。道路、公園等の公共施設と宅地の総合的な整備や、地域の特性に応じて多くの目的に対応したまちづくりが可能となる。
トトロの森	「公益財団法人トトロのふるさと基金」が取り組みを進めるナショナルトラスト事業によって確保され、保全されている一連のトラスト地の愛称。
トラスト	価値ある自然環境や歴史的建造物を広く募金を募り取得することにより保存し、次代に引き継いでいくことを目指した環境保護活動。

な

二次林	伐採や風水害、山火事等により森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長等により成立した森林。主にコナラやクヌギなどにより萌芽更新する雑木林が多い。
日本農業遺産	重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域において、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを農林水産大臣が認定する制度。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して一体として農業の振興を図るための地域。
農用地区域	農業振興地域内の土地で、規模など一定の条件を満たし、今後、概ね10年にわたり農業上の利用を行うものとして、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定されている農地。
農用林	農家がくず掃きをして落ち葉を堆肥にするなど、農業のために利用される樹林地。

は

ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。
ビオトープ	生きものを意味するBioと場所を意味するTopeの合成語。本来、生きものが互いにつながりを持ちながら生息・生育している空間を示す言葉。
ふるさとの川再生事業	淡水生物（タナゴなど）が戻ってくるような自然再生、多自然川づくりを目指し、設計段階から市民団体と市が協働で計画して、その後、市が川を整備し、市民団体が維持管理等を行う事業。
ふるさとの樹	地域において市民に親しまれている巨樹や名木等を保全するため指定される樹木。（詳細は「主な樹木保全制度の概要P183」を参照。）
ふるさと所沢のみどりを 守り育てる条例	市民、事業者、土地所有者、市との協働によるみどりの保全及び緑化の推進に関して必要な事項を定めた条例。
ふるさとの緑の 景観地	ふるさとを象徴する埼玉らしい樹林風景を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき指定された樹林地。（詳細は「主な緑地保全制度の概要（P181）」を参照。）
平地林	平地にある樹林地。主に雑木林や屋敷林で構成されている。
風致公園	都市公園法に基づく都市公園である特殊公園の一種で、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。（詳細は「都市公園の種別一覧表（P177）」を参照。）
壁面緑化	建物などの壁面をつる性植物などで覆う緑化。みどりの創出による気温低減や建物の室内温度及び表面温度の上昇を防ぐ効果がある。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ポケットパーク	都市生活の中での潤いや休憩のために整備される市街地の空地や、建物前の小広場等を利用して設けられる比較的小規模な空間。
保全配慮地区	都市緑地法に基づき緑の基本計画で定める「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。
保全緑地	緑地保全のため、購入及び寄附等により公有地化した緑地。
保存樹木 保存樹林	市街化区域及びその周辺地域において、良好な都市環境を維持するために、指定し保全される樹木、又は樹林。（詳細は「主な緑地保全制度の概要（P182）」「主な樹木保全制度の概要（P183）」を参照。）

ま

まちなかみどり保全地区	緑地の保護及び市民の良好な生活環境を確保し、市民に憩いの場を提供するとともに、みどりを保護する思想の普及及び民有緑地の高度利用を図り、地域の模範となる緑地の維持及び管理を図るための制度。市街化区域内の樹林地が対象。（詳細は「主な緑地保全制度の概要（P182）」を参照。）
街並み緑化ガイドライン	良好なみどりのまちづくりを進めるため、住宅・店舗の緑化や植栽の管理の注意点を記載した市民向けの緑化の手引書。「みんなでつくろうみどりの街 ～緑化の手引書～」というタイトルで市役所や市ホームページ等で配布している。
水辺のサポーター制度	所沢市が管理する河川・水路において、ボランティアで清掃美化活動を行う市民団体等と市が協力して、快適な水辺環境の維持・保全を図る制度。
みどりのカーテン	ゴーヤや朝顔などのつる性の植物を育てて窓を覆うもの。夏の強い日差しを遮ることで、建物の室内温度および表面温度が上昇するのを防ぎ、葉の蒸散作用により部屋を涼しくする効果がある。
みどりの木陰づくり	公共施設の緑化によりまちなかのみどりを創出する取り組みの一環で、保育園の園庭などに木陰づくりを進める事業。
みどり法人制度	都市緑地法に基づき、NPO法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。
みどりのパートナー制度	自発的かつ実践的な活動を行う個人又は団体を「みどりのパートナー」として登録し、活動場所や緑化資材の提供等を通じて、市民によるみどりの保全や緑化の活動を支援する制度。
武蔵野の落ち葉堆肥農法	人の手で育てた雑木林の落ち葉を堆肥化し土壌改良に用いる、江戸時代から武蔵野地域（川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町）で続けられてきた伝統農法。（2017年（平成29年）3月に日本農業遺産に認定）
ミティゲーション制度	開発を行う場合に開発予定地の自然の質に応じて、開発区域を移動させ影響を回避したり、開発の影響を最小に抑える、低減する、影響を受けた環境を修復する、又は失われる環境を他の場所に復元するといった対策を行うこと。
民間施設緑地	公園緑地に準じる機能を持つ民有地の施設。
民間トラスト地	民間の団体がトラスト活動により取得した土地。
名木	古くから街の象徴として親しまれ、故事来歴等のある樹木。

や

屋敷林	強い風などから屋敷を守るために、屋敷の周囲に植栽された竹、ケヤキ、スギ、ヒノキ、カシなどで構成された林。
谷戸	丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。畑や田、湿地等で構成される。谷津などの呼び方もある。

遊休農地	現在、耕作されておらず、引き続き耕作されないと見込まれる農地。
------	---------------------------------

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、すべての人が心豊かに暮らせるような社会を築くため、すべての人にとって利用しやすい、施設、製品、環境、サービスなどを創ろうとする考え方。
------------	--

5

緑化重点地区	都市緑地法に基づき、緑の基本計画で定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のこと。 緑化重点地区は民間主体による市民緑地認定制度の対象区域となる。地区内における市民緑地設置管理計画の認定を申請することにより、民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取り組みを行うことができる。
--------	---

緑地協定	地域の良好な環境を形成するため、都市緑地法に基づき緑地の保全や緑化に関する事項を土地所有者等の合意により締結した協定。（詳細は「主な緑化制度の概要P184」を参照。）
------	---

緑被面積	樹木、草地、農地など植物等によって覆われる土地及び河川や池などの水辺地を含む面積。この緑被面積が一定の区域内で占める割合を緑被率といい、区域内の緑の量を把握するための指標として用いられる。
------	--

林床植物	森林の構造上、地表面（草本層）にある植物。くず掃き等で人為的に管理されている雑木林の地表面では、シュンランやカタクリなど様々な植物がみられる。
------	---

■緑地現況総括表 (2017年度・平成29年度末時点)

緑地区分		市 域						
		(都市計画区域)		市街化区域		市街化調整区域		
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
住区基幹公園	街区公園	174	26.96	151	24.55	23	2.41	
	近隣公園	5	8.70	5	8.70	0	0.00	
都市基幹公園	総合公園	2	28.14	0	0.00	2	28.14	
基幹公園計		181	63.80	156	33.25	25	30.55	
特殊公園	風致公園	1	8.70	0	0.00	1	8.70	
	広域公園	1	50.20	1	50.20	0	0.00	
緑地	緩衝緑地	4	0.49	4	0.49	0	0.00	
	都市緑地	46	18.00	42	15.97	4	2.03	
特殊公園・緑地等計		52	77.39	47	66.66	5	10.73	
都市公園計		233	141.19	203	99.91	30	41.28	
公園に準じる機能を持つ施設	公共空地	12	3.08	7	1.41	5	1.67	
	保全緑地	10	10.83	3	0.26	7	10.57	
	公共緑地	12	40.13	2	0.59	10	39.54	
	体験農場	7	1.21	6	1.03	1	0.18	
	公立学校グラウンド	47	40.98	25	21.37	22	19.61	
	河川緑地	1	0.06	1	0.06	0	0.00	
	子ども広場	40	2.60	31	1.83	9	0.77	
	運動場	6	16.48	1	2.76	5	13.72	
	公園に準じる機能を持つ施設		135	115.37	76	29.31	59	86.06
	公共施設の植栽地		68	75.94	39	49.70	29	26.24
公共施設緑地計		203	191.31	115	79.01	88	112.30	
民間施設緑地	民間トラスト地	49	8.49	0	0.00	49	8.49	
	民間緑地	10	5.46	10	5.46	0	0.00	
	公開空地	8	1.48	8	1.48	0	0.00	
	民間教育施設	2	10.66	1	7.46	1	3.20	
	社寺境内地	42	5.80	17	2.60	25	3.20	
	民間動植物園	1	3.00	0	0.00	1	3.00	
民間施設緑地		112	34.89	36	17.00	76	17.89	
施設緑地計		548	367.39	354	195.92	194	171.47	
樹林地の保全に関するもの	近郊緑地保全区域	1	642.00	0	0.00	1	642.00	
	保安林区区域	2	3.80	1	0.47	1	3.33	
	文化財で緑地として扱えるもの	2	2.72	0	0.00	2	2.72	
	市民緑地	1	1.58	1	1.58	0	0.00	
	特別緑地保全地区	2	9.38	0	0.00	2	9.38	
	ふるさとの緑の景観地	3	43.81	0	0.00	3	43.81	
	市民の森	4	8.18	3	3.47	1	4.71	
	里山保全地域	4	23.89	0	0.00	4	23.89	
	保存樹林	20	19.64	9	2.92	11	16.72	
	樹林地の保全に関するもの計		39	755.00	14	8.44	25	746.56
農地の保全に関するもの	生産緑地地区	341	86.16	341	86.16	0	0.00	
	農用地区域	1	998.20	0	0.00	1	998.20	
農地の保全に関するもの計		342	1,084.36	341	86.16	1	998.20	
地域制緑地間の重複 ^{※1}			-20.41		-0.47	0	-19.94	
地域制緑地計		381	1,818.95	355	94.13	26	1,724.82	
緑地協定		1	20.22	1	20.22	0	0.00	
民有地緑化地計		1	20.22	1	20.22	0	0.00	
施設緑地・地域制緑地間の重複 ^{※2}			-32.70		-1.96	0	-30.74	
緑地総計		930	2,173.86	710	308.31	220	1,865.55	

※1 地域制緑地間の重複を差し引いています (近郊緑地保全区域等)

※2 施設緑地と地域制緑地間で重複があるため、合計値は一致しません

※3 未整備の都市計画公園及び平成30年4月以降に整備又は指定された緑地は計上していません

■都市公園一覧表 (2017年度・平成29年度末時点)

●街区公園

No.	公園名	面積 (ha)	供用開始	都市計画決定
1	松葉公園	0.20	S54.1.31	S34.11.13
2	桃の木公園	0.19	S54.1.31	S34.11.13
3	中道公園	0.19	S54.1.31	S34.11.13
4	上砂公園	0.53	S54.1.31	S34.11.13
5	中砂公園	0.19	S54.1.31	S34.11.13
6	根岸公園	0.27	S54.1.31	S44.4.15
7	山ノ上公園	0.28	S54.1.31	S44.4.15
8	篠山公園	0.15	S54.1.31	S48.3.14
9	椿峰公園	0.40	S54.1.31	S48.3.14
10	柳野公園	0.17	S54.1.31	S48.3.14
11	西公園	0.22	S54.1.31	S48.3.14
12	富士見公園	0.68	S54.1.31	S48.3.14
13	中新井公園	0.10	S54.1.31	S48.3.14
14	浅海原公園	0.10	S54.1.31	S48.3.14
15	津久井公園	0.10	S54.1.31	S48.3.14
16	田畑公園	0.05	S54.1.31	S50.4.5
17	梅田公園	0.08	S54.1.31	S50.4.5
18	宮後公園	0.07	S54.1.31	S50.4.5
19	西前公園	0.08	S54.1.31	S50.4.5
20	雪見原西公園	0.13	S54.1.31	S50.4.5
21	雪見原東公園	0.28	S54.1.31	S50.4.5
22	若狭東公園	0.20	S54.10.3	S54.10.3
23	松岡公園	0.27	S54.10.3	S54.10.3
24	小手指公園	0.34	S54.10.3	S54.8.31
25	中山公園	0.23	S54.10.3	S54.8.31
26	宇治公園	0.28	S54.10.3	S54.8.31
27	春の台公園	0.15	S54.10.3	S54.8.31
28	地藏峰公園	0.11	S54.10.3	S54.8.31
29	上新井西公園	0.40	S54.10.3	S54.8.31
30	上新井東公園	0.43	S54.10.3	S54.8.31
31	弥生公園	0.10	S54.10.3	S54.8.31
32	神米金公園	0.10	S54.10.3	S54.8.31
33	茨原西公園	0.10	S54.10.3	S54.8.31
34	長者久保公園	0.37	S61.9.1	S55.1.22
35	北の台公園	0.38	S61.9.1	S55.1.22
36	高峰公園	0.32	S57.7.17	S55.1.22
37	小谷公園	0.29	S56.9.1	S55.1.22
38	城上公園	0.18	S57.7.17	S55.1.22
39	下原公園	0.14	S55.3.10	S55.9.24
40	中山西公園	0.23	S55.3.10	S55.9.24
41	松岡南公園	0.11	S55.3.10	S55.9.24
42	緑野南公園	0.09	S55.3.10	S55.9.24
43	長野公園	0.29	S56.9.1	S57.10.28
44	和田西公園	0.20	S58.8.1	S57.10.28
45	和田北公園	0.35	S59.9.1	S57.10.28
46	郷土窪公園	0.20	S59.9.1	S57.10.28
47	新郷公園	0.25	S61.9.1	S57.10.28
48	明改原公園	0.20	S58.8.1	S57.10.28
49	原中公園	0.30	S59.9.1	S57.10.28
50	名古屋公園	0.20	S59.9.1	S57.10.28

No.	公園名	面積 (ha)	供用開始	都市計画決定
51	和田東公園	0.18	S59.9.1	S57.10.28
52	和田南公園	0.30	S61.9.1	S57.10.28
53	東狭山ヶ丘中央公園	0.41	H19.4.16	H12.8.15
54	東狭山ヶ丘北公園	0.18	H19.4.16	H12.8.15
55	愛宕前公園	0.16	H19.4.16	H12.8.15
56	東狭山ヶ丘南公園	0.16	H19.4.16	H12.8.15
57	堀之内公園	0.19	未告示	H12.8.15
58	狭山ヶ丘2号公園	—	未整備	H12.8.15
59	若狭の森公園	0.25	未告示	H12.8.15
60	西窪公園	0.13	H22.4.1	H12.8.15
61	桃木窪中央公園	0.13	H22.4.1	H12.8.15
62	上新井北原公園	0.16	H22.4.1	H12.8.15
63	東桃木窪公園	0.11	H25.3.29	H12.8.15
64	上の台公園	0.13	H24.4.1	H12.8.15
65	台公園	0.13	H22.4.1	H12.8.15
66	上新井あらく公園	0.10	H25.3.29	H12.8.15
67	上新井西前公園	0.14	H22.4.1	H12.8.15
68	桃木窪公園	0.09	H3.2.1	H12.8.15
69	上新井公園	0.63	H22.4.1	H12.8.15
70	宮前公園	—	未整備	H12.8.15
71	打越公園	0.24	H19.4.16	H12.8.15
72	海谷公園	0.23	H19.4.16	H12.8.15
73	美原中央公園	0.17	H27.3.29	H24.12.3
74	岩崎公園	0.08	H27.3.29	H24.12.3
75	松戸橋公園	—	未整備	H29.8.29
都市計画公園 小計 (供用済公園面積)		15.57	箇所数	75 (未整備3箇所含む)
No.	公園名	面積 (ha)	供用開始	都市計画決定
1	上安松中道公園	0.04	S54.1.31	—
2	大塚公園	0.02	S54.1.31	—
3	松郷公園	0.03	S54.1.31	—
4	北所沢公園	0.01	S54.1.31	—
5	桜田公園	0.02	S54.1.31	—
6	田畑南公園	0.07	S54.1.31	—
7	茨原東公園	0.03	S54.1.31	—
8	向陽第1公園	0.04	S54.1.31	—
9	向陽第2公園	0.03	S54.1.31	—
10	向陽第3公園	0.02	S54.1.31	—
11	向陽第4公園	0.01	S54.1.31	—
12	沖上人塚公園	0.02	S54.1.31	—
13	弥生南公園	0.03	S54.1.31	—
14	青葉公園	0.01	S54.1.31	—
15	花園公園	0.03	H22.4.1	—
16	寺ヶ谷戸公園	0.02	S55.3.10	—
17	狭山ヶ丘公園	0.03	S55.8.1	—
18	東狭山ヶ丘公園	0.02	S55.8.1	—
19	上川原公園	0.05	S55.8.1	—
20	児泉公園	0.03	S56.9.1	—
21	美原公園	0.01	S56.9.1	—

No.	公園名	面積 (ha)	供用開始	都市計画 決定
22	北野宮前公園	0.03	S56.9.1	-
23	春の台第2公園	0.04	S56.9.1	-
24	武台公園	0.04	S57.7.17	-
25	桂木公園	0.10	S58.8.1	-
26	北山公園	0.05	S59.6.13	-
27	緑野北公園	0.19	S59.6.13	-
28	田畑西公園	0.01	S59.6.13	-
29	椿峰西公園	0.50	S59.6.13	-
30	東京道南公園	0.01	S61.1.4	-
31	南山公園	0.23	S61.9.1	-
32	小手指東公園	0.26	S61.9.1	-
33	梨子ノ木戸公園	0.03	S61.9.1	-
34	地蔵下第1公園	0.02	S61.9.1	-
35	地蔵下第2公園	0.03	S61.9.1	-
36	地蔵下第3公園	0.03	S61.9.1	-
37	北新田公園	0.20	H元.4.1	-
38	道傍公園	0.48	H元.4.1	-
39	武野原公園	0.29	H元.4.1	-
40	中富南公園	0.87	H元.4.1	-
41	寿町公園	0.12	H元.4.1	-
42	谷戸公園	0.03	H元.4.1	-
43	道傍東公園	0.20	H3.2.1	-
44	武野原南公園	0.05	H3.2.1	-
45	柳野北公園	0.01	H3.2.1	-
46	西狭山ヶ丘公園	0.14	H3.2.1	-
47	松郷西公園	0.08	H3.2.1	-
48	本村公園	0.27	H5.9.1	-
49	青葉台公園	0.14	H19.4.16	-
50	新郷北公園	0.07	H5.9.1	-
51	上竹公園	0.11	H19.4.16	-
52	松が丘中央公園	0.20	H5.9.1	-
53	悲田処跡公園	0.18	H5.9.1	-
54	八国公園	0.43	H5.9.1	-
55	大谷公園	0.93	H5.9.1	-
56	峰の下公園	0.17	H5.9.1	-
57	こだま公園	0.06	H5.9.1	-
58	椿峰東公園	0.03	H5.9.1	-
59	中原公園	0.15	H19.4.16	-
60	花園西公園	0.25	H7.9.1	-
61	向陽第5公園	0.02	H7.9.1	-
62	東原井公園	0.01	H7.9.1	-
63	松郷南公園	0.37	H7.9.1	-
64	南大谷公園	0.57	H10.6.10	-
65	西大谷公園	0.02	H10.6.10	-
66	牛沼けやき公園	0.04	H14.6.3	-
67	中氷川台公園	0.03	H14.6.3	-
68	清流公園	0.10	H11.8.13	-
69	北所沢中央公園	0.10	H19.4.16	-
70	西所沢公園	0.19	H14.6.3	-

No.	公園名	面積 (ha)	供用開始	都市計画 決定
71	北久米公園	0.01	H14.6.3	-
72	琴平公園	0.04	H14.6.3	-
73	和ヶ原北公園	0.06	H14.6.3	-
74	西松葉公園	0.01	H14.6.3	-
75	栗の木公園	0.17	H19.4.16	-
76	北中公園	0.50	H14.6.3	-
77	和ヶ原公園	0.45	H15.5.29	-
78	若狭いこいの森公園	0.43	H16.12.24	-
79	泉公園	0.01	H16.12.24	-
80	三ヶ島東公園	0.02	H16.12.24	-
81	桜淵公園	0.05	H17.4.1	-
82	中道南公園	0.02	H18.5.24	-
83	北中南公園	0.02	未告示	-
84	川辺公園	0.01	H19.4.16	-
85	牛沼北公園	0.01	H19.4.16	-
86	後久保公園	0.05	未告示	-
87	高橋公園	0.01	H21.4.1	-
88	中富北原公園	0.01	H22.4.1	-
89	寺の前公園	0.02	H22.4.1	-
90	久米こもれび公園	0.02	H22.4.1	-
91	和ヶ原東公園	0.01	H22.4.1	-
92	十四軒公園	0.20	未告示	-
93	つくし公園	0.05	H24.3.21	-
94	もみじ公園	0.01	H24.3.21	-
95	北中西公園	0.04	H25.3.29	-
96	花園あじさい公園	0.02	H27.3.20	-
97	花園さつき公園	0.01	H29.3.31	-
98	富士見台はなみずき公園	0.01	H29.3.31	-
99	柳野南公園	0.03	H29.3.31	-
100	こぶし南公園	0.01	H29.3.31	-
101	宮東公園	0.02	H30.3.30	-
102	杉野台公園	0.01	未告示	-
都市計画公園以外 小計		11.39	箇所数	102
街区公園 合計		26.96	合計箇所数 (未整備3箇所含む)	177

●近隣公園

No.	公園名	面積 (ha)	供用開始	都市計画 決定
1	緑町中央公園	2.20	S54.1.31	S34.11.13
2	北野公園	1.60	S54.1.31	S47.4.25
3	椿峰中央公園	1.30	S56.9.1	S55.1.16
4	東所沢公園	2.10	H元.4.1	S57.10.22
5	亀ヶ谷公園	1.50	H元.4.1	S57.10.22
近隣公園計		8.70	箇所数	5

●総合公園

No.	公園名	面積 (ha)	供用開始	都市計画 決定
1	滝の城址公園	7.80	H10.6.10	S44.5.24
2	所沢カルチャーパーク	20.34	H30.3.30	H5.1.19
3	小手指ヶ原公園	-	未整備	H13.3.21
総合公園計		28.14	箇所数 (未整備1箇所含む)	3

●風致公園

No.	公園名	面積 (ha)	供用開始	都市計画 決定
1	鳩ヶ峰公園	8.70	H9.2.14	H2.3.16
風致公園計		8.70	箇所数	1

●広域公園

No.	公園名	面積 (ha)	供用開始	都市計画 決定
1	所沢航空記念公園	50.20	S53.3.3	S49.3.29
広域公園計		50.20	箇所数	1

●緩衝緑地

No.	緑地名	面積 (ha)	供用開始	都市計画 決定
1	松が丘緩衝1号緑地	0.21	未告示	-
2	松が丘緩衝2号緑地	0.05	未告示	-
3	松が丘緩衝3号緑地	0.16	未告示	-
4	松が丘緩衝4号緑地	0.07	未告示	-
緩衝公園計		0.49	箇所数	4

●都市緑地

No.	緑地名	面積 (ha)	供用開始	都市計画 決定
1	狭山丘陵緑地	0.80	S56.9.1	S55.1.22
2	花園緑地	0.16	H7.9.1	H6.3.28
都市計画緑地 小計		0.96	箇所数	2
1	緑町緑地	0.57	H5.9.1	-
2	富士見緑地	0.21	H19.4.16	-
3	中新井緑地	0.30	未告示	-
4	北山緑地	0.09	H19.4.16	-
5	雪見原緑地	0.01	H19.4.16	-
6	椿峰1号緑地	0.50	H17.4.1	-
7	椿峰2号緑地	0.12	未告示	-
8	椿峰5号緑地	0.08	未告示	-
9	篠山西緑地	0.04	H19.4.16	-
10	林第1緑地	0.02	H19.4.16	-
11	林第2緑地	0.01	H19.4.16	-
12	弥生町緑地	0.01	H19.4.16	-
13	ルポパルク緑地	0.28	未告示	-
14	東所沢緑地	0.28	H19.4.16	-
15	武蔵野線緑地	0.18	H19.4.16	-
16	仙元前緑地	0.04	H19.4.16	-
17	狭山ヶ丘第1緑地	0.28	H19.4.16	-
18	狭山ヶ丘第2緑地	0.08	H19.4.16	-
19	八国山緑地	8.99	H5.9.1	-
20	松が丘1号緑地	0.06	H19.4.16	-
21	松が丘2号緑地	0.23	H5.9.1	-
22	松が丘3号緑地	0.05	H19.4.16	-
23	松が丘4号緑地	0.14	H5.9.1	-
24	松が丘5号緑地	0.02	H19.4.16	-
25	松が丘6号緑地	0.01	H19.4.16	-
26	松が丘7号緑地	0.01	H19.4.16	-
27	松が丘8号緑地	0.02	H19.4.16	-
28	松が丘9号緑地	0.05	H19.4.16	-
29	松が丘10号緑地	0.01	H19.4.16	-
30	松が丘11号緑地	0.15	H19.4.16	-
31	松が丘12号緑地	0.04	H19.4.16	-
32	松が丘13号緑地	0.01	H19.4.16	-
33	荒幡緑地	0.07	H19.4.16	-
34	緑町第2緑地	0.07	H18.5.24	-
35	ドレミの丘公園	1.05	H18.5.24	-
36	砂川遺跡都市緑地	0.93	未告示	-
37	椿峰25街区緑地	0.21	H20.4.1	-
38	椿峰26街区緑地	0.18	H20.4.1	-
39	椿峰59街区緑地	0.27	H20.4.1	-
40	椿峰75街区緑地	0.13	H20.4.1	-
41	椿峰81街区緑地	0.51	H20.4.1	-
42	椿峰84街区緑地	0.41	H20.4.1	-
43	上新井緑地	0.01	H22.4.1	-
44	狭山ヶ丘緑地	0.31	未告示	-
都市計画緑地以外 小計		17.04	箇所数	44
都市緑地計		18.00	箇所数	46

■保全緑地等一覧表 (2019年・平成31年2月1日時点)

●保全緑地

No.	緑地名	面積 (ha)
1	久米八幡越周辺緑地	1.67
2	上山口堀口天満天神社周辺緑地	6.36
3	畦ノ前緑地	0.89
4	和田の森	0.06
5	大波の森	0.22
6	淵の森	0.21
7	下新井桜木神社周辺緑地	1.11
8	小手指南緑地	0.15
9	ふじの森	0.45
10	(仮称)山口仙元前緑地	0.07
保全緑地計		11.19

●市民緑地

No.	緑地名	面積 (ha)	開設日
1	久米八幡越市民緑地	1.58	H20.1.8
市民緑地計		1.58	箇所数 1

●市民の森

No.	緑地名	面積 (ha)	開設日
1	荒幡富士市民の森	4.66	S59.4.27
2	若狭山の神市民の森	1.19	S60.7.3
3	若狭地藏市民の森	0.94	H4.12.19
4	牛沼市民の森	1.34	H11.10.1
市民の森計		8.13	箇所数 4

●特別緑地保全地区

No.	緑地名	面積 (ha)	指定年月日
1	駒ヶ原特別緑地保全地区 (※H31.2.1拡大後の面積)	8.18	H24.12.3
			H31.2.1
2	荒幡富士特別緑地保全地区	4.71	H28.6.1
特別緑地保全地区計 (※H30.3.31時点の面積9.38ha)		12.89	箇所数 2

●里山保全地域

No.	緑地名	面積 (ha)	指定年月日
1	北野南二丁目里山保全地域	6.21	H26.1.30
2	菩提樹池里山保全地域	5.14	H27.1.30
3	三ヶ島二丁目里山保全地域	7.56	H28.3.10
4	旧鎌倉街道里山保全地域	4.98	H29.3.30
5	上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域	23.86	H30.6.1
里山保全地域計 (※H30.3.31時点の面積23.89ha)		47.75	箇所数 5

●ふるさとの緑の景観地

No.	緑地名	面積 (ha)	指定年月日
1	北中ふるさとの緑の景観地	21.51	H8.12.10
2	駒ヶ原ふるさとの緑の景観地	11.36	H11.2.19
3	小手指ふるさとの緑の景観地	10.94	H26.2.7
ふるさと緑の景観地計		43.81	箇所数 3

■都市公園の種別一覧表

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カンントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
		風致公園
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びよう配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

出所：国土交通省都市・地域整備局 公園緑地景観課webサイトに加筆修正

■主な緑地保全制度の概要 (2019年・平成31年1月時点)

制度の名称		近郊緑地保全区域	近郊緑地特別保全地区
根拠法		首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号） 都市緑地法（昭和48年法律第72号）
指定の要件等		<ul style="list-style-type: none"> 無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって、地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域（首都圏近郊緑地保全法第3条） 	<ul style="list-style-type: none"> 近郊緑地保全区域において次に該当するもの 首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しい区域 特に良好な自然の環境を有する区域（首都圏近郊緑地保全法第5条）
指定権限		国土交通大臣（首都圏近郊緑地保全法第3条）	都道府県（都市計画法第15条第1項4号） 二以上の都道府県の区域にわたる場合:国土交通大臣（都市計画法第22条）
都市計画法による位置づけ		—	（都市計画法第8条第1項12号）
行為制限の内容	内容	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 水面の埋立て又は干拓 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（首都圏近郊緑地保全法第7条） 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 水面の埋立て又は干拓 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など（都市緑地法第14条）
	手続き	都県知事へ届出（首都圏近郊緑地保全法第7条）	都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の許可（都市緑地法第14条）
土地の買入	買入れ要件	—	近郊緑地特別保全地区内の土地で緑地の保全上必要があると認めるものについて、許可が受けられないため土地の利用に著しい支障を来たし、土地所有者から買入申出があったもの（都市緑地法第17条第1項）
	主体	—	都道府県（市の区域内にあっては、当該市）買入を希望する都道府県、市町村、緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法第17条）
国庫補助等	土地の買入れ	—	<ul style="list-style-type: none"> 買入れに要する費用の一部を補助する（首都圏近郊緑地保全法第17条第2項） 補助率:5.5/10、地方公共団体に対し補助（首都圏近郊緑地保全法施行令第4条）
	施設整備	—	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が行う緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる（都市緑地法第31条第2項） 補助率:1/2、地方公共団体に対し補助（都市緑地法施行令第8条）
主な税の優遇措置	固定資産税 都市計画税	—	最大 1/2 の評価減（固定資産評価基準）
	所得税	—	譲渡所得について 2000 万円控除（地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人による買入れ）（租特法第34条）
	相続税	—	山林及び原野について 8 割評価減（財産評価基本通達 50-2、58-5、123-2）

制度の名称		緑地保全地域	特別緑地保全地区
根拠法		都市緑地法（昭和48年法律第72号）	都市緑地法（昭和48年法律第72号）
指定の要件等		<ul style="list-style-type: none"> 無秩序な市街地化の防止、公害若しくは災害の防止のために適正に保全する必要があるもの 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの（都市緑地法:第5条） 	<ul style="list-style-type: none"> 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの 次のいずれかに該当しかつ当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの 風致又は景観が優れていること 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること（都市緑地法:第12条）
指定権限		<ul style="list-style-type: none"> 二以上の市町村の区域にわたるもの:都道府県（都市計画法:第15条） 二以上の都府県の区域にわたる場合:国土交通大臣（都市計画法:第22条） 	<ul style="list-style-type: none"> 10ha以上（二以上の市町村の区域にわたるものに限る）:都道府県、10ha未満:市町村（都市計画法:第15条第1項5号）（都市計画法施行令:第9条第1項2号） 二以上の都府県の区域にわたる場合:国土交通大臣（都市計画法:第22条）
都市計画法による位置づけ		（都市計画法:第8条第1項12号）	（都市計画法:第8条第1項12号）
行為制限の内容	内容	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 水面の埋立て又は干拓 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など（都市緑地法:第8条） 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 水面の埋立て又は干拓 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など（都市緑地法:第14条）
	手続き	都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）への届出（都市緑地法:第8条）	都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の許可（都市緑地法:第14条）
土地の買入	買入れ要件	—	特別緑地保全地区内の土地で緑地の保全上必要があると認めるものについて、許可が受けられないため土地の利用に著しい支障を来し、土地所有者から買入申出があったもの（都市緑地法:第17条第1項）
	主体	—	都道府県（市の区域内にあっては、当該市）買入を希望する都道府県、市町村、緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法:第17条）
国庫補助等	土地の買入れ	—	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が行う買入れに要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる（都市緑地法:第31条第1項） 補助率:1/3、地方公共団体に対し補助（都市緑地法施行令:第7条）
	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備（緑地保全計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。）に要する費用については、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。（都市緑地法:第31条） 補助率:1/2、地方公共団体に対し補助（都市緑地法施行令:第8条） 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備（緑地保全計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。）に要する費用については、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。（都市緑地法:第31条） 補助率:1/2、地方公共団体に対し補助（都市緑地法施行令:第8条）
主な税の優遇措置	固定資産税 都市計画税	—	最大 1/2 の評価減（固定資産評価基準）
	所得税	—	譲渡所得について 2000 万円控除（地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人による買入れ）（租特法:第34条）
	相続税	—	山林及び原野について 8 割評価減（財産評価基本通達 50-2、58-5、123-2）

制度の名称		管理協定	市民緑地契約制度	市民緑地認定制度
根拠法		<ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法(昭和48年法律第72号) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号) 	都市緑地法(昭和48年法律第72号)	都市緑地法(昭和48年法律第72号)
指定の要件等		<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区 緑地保全地域 近郊緑地保全区域内の土地の区域 <p>【協定の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的となる土地の区域 緑地の管理に関する事項 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 協定の有効期間 違反した場合の措置(都市緑地法第24条)(首都圏近郊緑地保全法第8条) 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域又は準都市計画区域内における300㎡以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物 特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も対象 契約期間は5年以上 <p>【契約内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民緑地契約の目的となる土地等の区域 市民緑地の管理の方法に関する事項 市民緑地の管理期間 市民緑地契約に違反した場合の措置(以下必要な場合) 住民の利便のため必要な施設の整備に関する事項 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 緑化施設の整備に関する事項(都市緑地法第55条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 緑化地域又は緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)内の土地等における300㎡以上の土地 緑化面積の敷地面積に対する割合は20%以上 管理期間は5年以上 <p>【市民緑地設置管理計画の記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民緑地を設置する土地等の区域及びその面積 市民緑地を設置するに当たり整備する次に掲げる施設の概要、規模及び配置 緑化施設 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設 市民緑地の管理の方法 市民緑地の管理期間 市民緑地の設置及び管理の資金計画 その他国土交通省令で定める事項(都市緑地法第60条)
指定権限		-	-	-
都市計画法による位置づけ		-	-	-
の内容	行為制限	-	-	-
	内容	-	-	-
買入	土地の買入れ	-	-	-
	買入れ要件	-	-	-
国庫補助等	土地の買入れ	-	-	-
	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備(緑地保全計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。)に要する費用については、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。(都市緑地法第31条) 補助率 1/2、地方公共団体に対し補助(都市緑地法施行令第8条) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が行う市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる(都市緑地法第56条) 補助率 1/2、地方公共団体に対し補助(都市緑地法施行令第15条) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、認定事業者に対し、社会資本整備総合交付金の市民緑地等整備事業によるみどり法人が行う市民緑地の整備への助成等に関する情報提供等を行い、同事業の積極的な活用を促すことが望ましい。(都市緑地法運用指針)
主な税の優遇措置	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に無償貸付けの場合非課税 有償の場合課税することが可能(地方税法348-2-1) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に無償貸付けの場合非課税 有償の場合課税することが可能(地方税法348-2-1) 	<ul style="list-style-type: none"> みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設定する、市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税について、原則 1/3 (1/2~1/6で規定)の軽減(無償貸付及び自己保有に限る)。(2017年・平成29年6月15日から2019年・平成31年3月31日まで)(都市緑地法運用指針)
	所得税	-	-	-
	相続税	<ul style="list-style-type: none"> 管理協定区域が特別緑地保全地区内において定められた場合は、特別緑地保全地区としての評価減に加え更なる評価減(2割)(都市緑地法運用指針) 	<ul style="list-style-type: none"> 契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、2割評価減(都市緑地法運用指針) 	-

制度の名称		ふるさとの緑の景観地	市民の森
根拠法		ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 (昭和54年第10号)	所沢市市民の森設置要綱 (昭和57年)
指定の要件等		<ul style="list-style-type: none"> 樹林地が単独で、又は樹林地及びこれに隣接する土地が一体となって、相当広範囲にわたり、ふるさとを象徴する緑（埼玉らしさを感じさせる樹木を中心としたすぐれた風景をいう）を形成している地域（条例:第7条第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 主として樹木によって形成されている2ha以上の土地で、市民のいこいの場として使用するに適合していると認められる一定の区域 市長が特に認めたもので、市民の森として整備が必要と認められた一定の区域（要綱:第2条） 使用契約及び指定期間は5年以上（要綱:第3条第1項）
指定権限		知事（条例:第7条第1項）	市長（要綱:第3条第1項）
都市計画法による位置づけ		-	-
行為制限の内容	内容	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 木竹を伐採すること 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること 前各号に掲げるもののほか、ふるさとの緑の景観地の保全に支障を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める行為（条例:第10条第1項） 	-
	手続き	知事へ届出(条例:第10条第1項)	-
土地の買入	買入れ要件	ふるさとの緑の景観地の指定の目的を達成するために特に必要があると認めるとき（条例:第17条）	-
	主体	埼玉県（条例:第17条）	-
その他	助成等	<ul style="list-style-type: none"> 届出に係る行為により、ふるさとの緑の景観地の指定の目的が達成できないために行う行為の制限、又は必要な措置を命じたことにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する（条例:第13条） 土地の管理を行う者に対して当該管理のための支援を行うことができる（条例:第15条第2項） 	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、前条の規定により市民の森を指定したときは、市民の利用に供するため、植生及び景観を損なわないよう散歩道、休憩所等必要最小限の施設の整備を行い、市民の森を設置するものとする。（要綱:第4条）

制度の名称		里山保全地域	保存樹林	所沢市まちなかみどり保全地区
根拠法		ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（平成23年）	ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（平成23年）	所沢市まちなかみどり保全地区設置要綱（平成30年）
指定の要件等		<ul style="list-style-type: none"> 豊かな林相を有する土地の区域 動植物の生息地として適正に保全する必要がある土地の区域 水辺地等と一体となって良好なみどりを形成している土地の区域 風致及び景観に優れている土地の区域 遺跡、文化財等の貴重な文化的遺産又は社寺等郷土の伝統的な資産と一体となって良好なみどりを形成している土地の区域 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域及びその周辺地域において、良好な都市環境を維持するため、規則に定める基準に該当する樹林 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の主として樹木によって形成され、次の要件を全て満たすもの →300㎡以上の土地又は、既にまちなかみどり保全地区として指定された土地と連たんして300㎡以上となる土地 →土地の管理のため必要な道路又は、市が管理している土地に接していること ・他の法令等により緑地として指定されている土地は、対象地外 ・土地使用貸借契約の契約期間は10年以上
指定権限		市長	市長	市長
都市計画法による位置づけ		—	—	—
行為制限の内容	内容	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 水面の埋立て又は干拓 前各号に掲げるもののほか、里山保全地域のみどりの保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 伐採しようとするとき 	<ul style="list-style-type: none"> 地形を変更しようとするとき 指定の解除を求めるとき
	手続き	市長へ届出	市長へ届出	市長へ協議の申出
土地の買入	買入れ要件	—	—	—
	主体	—	—	—
その他	助成等	<ul style="list-style-type: none"> 里山保全地域のみどりの保全に関し、必要があると認めるときは、里山保全地域の土地の所有者等及びみどりの保全管理を協力して行う者に対して必要な支援をすることができる 里山保全地域におけるみどりの保全のため必要があると認めるときは、土地の所有者等との間でみどりの保全に関する協定を締結することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹林の保存に関し、必要があると認めるときは、保存樹林の所有者に対して必要な支援をすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の保全に必要な下草刈り、清掃等を行う 緑地の保全に支障を与えない範囲で、市民の利用に供するための柵、園路、案内看板等の施設等を整備する

■ 主な樹木保全制度の概要 (2019年・平成31年1月時点)

制度の名称		保存樹木	ふるさとの樹
根拠法		ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例 (平成23年)	ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例 (平成23年)
指定の要件等		<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域及びその周辺地域において、良好な都市環境を維持するため、規則に定める基準に該当する樹木 	<ul style="list-style-type: none"> 地域において市民に親しまれている巨樹、名木等で規則で定める要件に該当する樹木
指定・認定権限		市長	市長
行為制限の内容	内容	・伐採しようとするとき	・伐採しようとするとき
	手続き	市長へ届出	市長へ届出
指定期間		—	—
維持管理		—	—
その他	助成等	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹木の保存に関し、必要があると認めるときは、保存樹木の所有者に対して必要な支援をすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとの樹の保存に関し、必要があると認めるときは、ふるさとの樹の所有者に対して必要な支援をすることができる

■主な緑化制度の概要 (2019年・平成31年1月時点)

制度の名称	緑化地域	緑地協定	地区計画	地域緑化推進計画
根拠法	<ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法(昭和48年法律第72号) 都市計画法(昭和43年法律第100号) 	都市緑地法(昭和48年法律第72号)	都市計画法(昭和43年法律第100号)	ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例(平成23年)
指定の要件等	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度	土地所有者の合意によって緑化等に関する協定を締結し、地域で街を良好な環境にする制度	地区の特性にあわせて良好な市街地としての環境整備を図るため、地区のきめ細かいルールを住民参加によって定める制度	地区の代表者が緑化の推進に関する事項を定めた計画を作成し、地域住民が自主的に緑化を推進する制度
指定・認定権限	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域が指定されている区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域(都市緑地法第34条第1項) 緑化地域内において、敷地面積が原則1000㎡以上の建築物の新築又は増築(都市緑地法施行令第9条) 	<ul style="list-style-type: none"> 【全員協定】既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市の認可を受けるもの(都市緑地法:第45条第1項) 【一人協定】一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者(開発事業者等)が協定を締結し、市の認可を受けるもの(都市緑地法:第54条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域が定められている土地の区域 用途地域が定められていない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> →住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域 →建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの →健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域(都市計画法:第12条の5第1項) 	市域における相当規模の一団の土地の区域内において、当該区域内の市民等が自主的に緑化を推進しようとする地区
指定・認定内容	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の緑化率を都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることが義務付けられる(敷地面積の25%) (都市緑地法第34条) 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の区域 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの <ul style="list-style-type: none"> →保全又は植栽する樹木等の種類 →保全又は植栽する樹木等の場所 →保全又は設置する垣又はさくの構造 →保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項 その他緑地の保全又は緑化に関する事項 緑地協定の有効期間(5年以上、30年未満) 緑地協定に違反した場合の措置(都市緑地法:第45条第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> 目標 整備、開発及び保全に関する方針 次に掲げる事項のうち必要なもの <ul style="list-style-type: none"> →地区施設(道路、公園、緑地、広場、その他公共施設の配置及び規模) →地区整備計画(建築物等の用途の制限等のほか、建築物の緑化率、垣又はさくの構造など) →現に存する樹林地、草地等の保全(都市計画法:第12条の5第2項、第7項) 	<ul style="list-style-type: none"> 地区の区域 地区における緑化の内容 緑化した土地等におけるみどりの管理の内容 前3号に掲げるもののほか、緑化の推進に関し必要な事項
指定・認定者	市町村長(都市計画法第8条第1項第12号)	市町村長(都市緑地法:第47条、第54条第2項)	市町村長(都市計画法:第15条)	市長
助成等	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 地域緑化推進計画の作成及び地域緑化推進地区における緑化の推進等に関し、技術の提供その他必要な支援をすることができる

■所沢市みどりの基本計画の改定経緯

年	年月日	項目	内容等
平成10年度 (1998年度)		所沢市緑の基本計画策定	
平成23年度 (2011年度)		所沢市みどりの基本計画改定	
平成28年度 (2016年度)	2/15	みどりに関する市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生対象 ・平成29年2月28日まで実施
平成29年度 (2017年度)	4/6	みどりに関する市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民、みどりのパートナー団体対象 ・平成29年4月28日まで実施
	5月	所沢市みどりの基本計画策定のための基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月まで実施
	6/2	平成29年度 第1回 所沢市みどりの審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度所沢市みどりの基本計画に基づく施策の実施状況について ・所沢市みどりの基本計画策定に関する諮問 ・所沢市みどりの基本計画策定の概要とスケジュールの報告
	7/14	平成29年度 第2回 所沢市みどりの審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢市みどりの基本計画改定のための基礎調査の検討
	7月	動植物文献調査	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月まで実施
	8/24	平成29年度 第3回 所沢市みどりの審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりに関する市民アンケート調査結果の報告 ・所沢市市民生きもの調査の検討
	10/1	所沢市市民生きもの調査	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年9月30日まで実施
	11/1	平成29年度 第5回 所沢市みどりの審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢市みどりの基本計画策定のための基礎調査結果概要の報告 ・改定の視点の検討
	2/15	平成29年度 第6回 所沢市みどりの審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の検討、みどりの推進施策の検討① ・エコロジカルネットワークの形成の検討
	3月	所沢市みどりの基本計画策定業務 基礎調査報告書公表	

年	年月日	項目	内容等
平成30年度 (2018年度)	4/19	平成30年度 第1回 所沢市みどりの審議会	・みどりの推進施策の検討②
	5/24	平成30年度 第2回 所沢市みどりの審議会	・平成29年度所沢市みどりの基本計画に基づく施策の実施状況について
	7/5	平成30年度 第3回 所沢市みどりの審議会	・重点地区の検討
	8/31	平成30年度 第4回 所沢市みどりの審議会	・指標の検討① ・所沢市みどりの基本計画（案）たたき台の検討
	10/18	平成30年度 第5回 所沢市みどりの審議会	・指標の検討② ・所沢市みどりの基本計画（案）パブリックコメント案の検討
	11/20	政策会議（発議）	・所沢市みどりの基本計画（案）に対する意見照会（全庁）について ・パブリックコメント手続の実施について
	11/21	意見照会	・所沢市みどりの基本計画（案）に対する意見照会（全庁）
	12/13	パブリックコメント手続	・平成30年12月27日まで実施
	2/6	平成30年度 第6回 所沢市みどりの審議会	・意見照会（庁内）、パブリックコメント手続の結果報告 ・所沢市みどりの基本計画策定への講評 ・所沢市みどりの基本計画策定に関する答申
平成31年度 (2019年度)	4月	所沢市みどりの基本計画公表	

■所沢市みどりの審議会委員名簿

	構成員	氏名	所属	備考
1	知識経験者	亀山 章	東京農工大学（名誉教授）	
2		池邊 このみ	千葉大学園芸学研究科（教授）	
3	関係機関 及び 団体の代表	荻野 豊	公益財団法人トロロのふるさと基金	
4		城戸 基秀	公益財団法人埼玉県生態系保護協会	
5		成田 元	緑のトラスト野老の森	平成29年度
6		木村 智子	NPO法人Green Works	
7		長谷川 勝	株式会社自然教育研究センター	
8		鹿山 淳一郎	いるま野農業協同組合	平成29年度
9		大谷木 康一	いるま野農業協同組合	平成30年度
10		原口 雅人	埼玉県農林部寄居林業事務所	
11		笹川 裕之	埼玉県環境部みどり自然課	平成29年度
12		塚原 高志	埼玉県環境部みどり自然課	平成30年度
13	市民 その他の市長が 必要と認めた者	水上 哲朗		
14		三ツ木 雅秋		
15		関谷 佳和		

所 み 第 1 0 6 号

平成 2 9 年 6 月 2 日

所沢市みどりの審議会

会長 亀山 章 様

所沢市長 藤本 正人

所沢市みどりの基本計画の策定について（諮問）

本市では、ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第 8 条第 1 項に則り、みどりの保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法第 4 条第 1 項に規定するみどりの基本計画（以下「みどりの基本計画」という。）を策定することといたしました。

つきましては、ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、みどりの基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

平成31年2月6日

所沢市長 藤本 正人 様

所沢市みどりの審議会
会長 亀山 章

所沢市みどりの基本計画の策定について（答申）

平成29年6月2日付け、所み第106号で諮問のありました標記の件について、当審議会は10回にわたる会議を開催し、慎重に審議した結果、別添のとおり計画案を取りまとめましたので、答申いたします。

■ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ふるさと所沢のみどりの保全及び緑化の推進に関して必要な事項を定め、市、市民、事業者及び土地の所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）との協働により、みどり豊かで良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を有する土地及び空間並びにそこに生息する動植物の生育基盤である土、水等の自然の要素をいう。
- (2) 緑化 みどりを創出するための人為的な行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、みどりの保全及び緑化の推進に関する必要な施策を総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び土地の所有者等（以下「市民等」という。）の意見を尊重し、それらの参加が図られるように努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、みどりの保全及び緑化の推進に自ら努めるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、みどりの保全及び緑化の推進が図られるよう自ら必要な措置を講ずるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第6条 土地の所有者等は、自らが所有し、管理し、又は占有する土地におけるみどりの保全及び緑化の推進に自ら努めるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

(相互の協力)

第7条 市及び市民等は、それぞれの責務を認識し、かつ、それぞれの役割に応じ相互に協力することにより、継続的にみどりの保全及び緑化の推進に努めなければならない。

第2章 みどりの基本計画

(みどりの基本計画の策定等)

第8条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する基本計画（以下「みどりの基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、みどりの基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、第26条に規定する所沢のみどりの審議会（以下この章及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、みどりの基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、みどりの基本計画の変更について準用する。

(実施状況の報告及び公表)

第9条 市長は、毎年度、みどりの基本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、これを審議会に報告するとともに、公表するものとする。

第3章 みどりの保全

第1節 里山保全地域の指定等

(里山保全地域の指定)

第10条 市長は、法の規定によりみどりが保全される区域を除く土地で、ふるさと所沢のみどりの保全に寄与するものと認められる次の各号のいずれかに該当する土地の区域を里山保全地域として指定することができる。

- (1) 豊かな林相を有する土地の区域
- (2) 動植物の生息地として適正に保全する必要がある土地の区域
- (3) 水辺地等と一体となって良好なみどりを形成している土地の区域
- (4) 風致及び景観に優れている土地の区域
- (5) 遺跡、文化財等の貴重な文化的遺産又は社寺等郷土の伝統的な資産と一体となって良好なみどりを形成している土地の区域

- 2 市長は、里山保全地域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、里山保全地域の案を作成しなければならない。
- 3 市長は、里山保全地域の案を作成したときは、その旨を公告し、当該案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 里山保全地域の住民及び利害関係人は、前項の縦覧期間中に、当該縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、里山保全地域を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴こうとするときは、第4項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない。
- 7 市長は、里山保全地域を指定したときは、その旨を公告するとともに、当該里山保全地域の区域を明示した標識を設置するものとする。
- 8 市長は、第1項の指定の理由が失われたと認めるとき、又は当該区域について他の法令によりみどりの保全を目的とした指定がされたときは、指定の解除又は区域の縮小を行うことができる。
- 9 第2項から第7項までの規定は、里山保全地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(里山保全地域内における行為の届出)

- 第11条 里山保全地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、里山保全地域のみどりの保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの
- 2 市長は、里山保全地域におけるみどりの保全のため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる行為をしようとする者に対して、必要な指導又は勧告をすることができる。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 4 市長は、里山保全地域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 5 第1項の規定は、次に掲げる行為について適用しない。
- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
 - (2) 非常災害のために応急措置として行う行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為
- 6 国の機関又は地方公共団体は、第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、当該届出に代え、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(保全管理計画)

- 第12条 市長は、里山保全地域又は法第12条の規定による特別緑地保全地区（以下「里山保全地域等」という。）のみどりを適正に保全管理するため、次に掲げる者の意見を聴いて、みどりの保全管理に関する計画（以下「保全管理計画」という。）を定めることができる。
- (1) 里山保全地域等の土地の所有者等
 - (2) 里山保全地域等におけるみどりの保全管理を協力して行おうとする者
 - (3) その他市長が必要と認めた者
- 2 保全管理計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 里山保全地域等における動植物の生息に配慮したみどりの保全管理の方針
 - (2) 里山保全地域等におけるみどりの保全管理の方法
 - (3) 里山保全地域等における施設整備の方針
 - (4) その他里山保全地域等における適正なみどりの保全管理のために必要な事項
- 3 市長は、保全管理計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 保全管理計画に基づく保全管理は、里山保全地域等の土地の所有者等が第1項第2号に規定する者と協力して実施するものとする。

(保全管理協定)

- 第13条 市長は、里山保全地域におけるみどりの保全のため必要があると認めるときは、土地の所有者等との間でみどりの保全に関する協定（以下「保全管理協定」という。）を締結することができる。
- 2 保全管理協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 保全管理協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）及びその概況
 - (2) 協定区域内のみどりの管理に関する事項
 - (3) 協定区域内のみどりの保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

- (4) 保全管理協定の有効期間
- (5) 保全管理協定に違反した場合の措置

(里山保全地域等に関する支援)

第14条 市長は、里山保全地域等のみどりの保全に関し、必要があると認めるときは、里山保全地域等の土地の所有者等及びみどりの保全管理を協力して行う者に対して必要な支援をすることができる。

第2節 保存樹木等の指定

(保存樹木等の指定)

第15条 市長は、市街化区域及びその周辺地域において、良好な都市環境を維持するため、規則に定める基準に該当する樹木又は樹林を、保存樹木又は保存樹林として指定することができる。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、地域において市民に親しまれている巨樹、名木等で規則で定める要件に該当するものを、ふるさとの樹として指定することができる。
- 3 市長は、前2項に規定する保存樹木若しくは保存樹林又はふるさとの樹（以下「保存樹木等」という。）を指定したときは、その指定した旨を表示した標識を設置するものとする。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹木等の指定を解除するものとする。
 - (1) 保存樹木等の滅失、枯死等によりその保存を図ることができなくなったとき。
 - (2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。
- 5 保存樹木等の所有者は、前項各号に掲げる事由が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(伐採の届出等)

第16条 保存樹木等の所有者は、保存樹木等を伐採しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる行為について適用しない。
 - (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
 - (2) 非常災害のために応急措置として行う行為
- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、その届出をした者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

(保存樹木等に関する支援)

第17条 市長は、保存樹木等の保存に関し、必要があると認めるときは、保存樹木等の所有者に対して必要な支援をすることができる。

第3節 その他のみどりの保全

(農地の保全等)

第18条 市長は、良好な都市環境の維持を図るため、農地の保全及び活用に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(動植物の生息地の保全)

第19条 市長は、ふるさと所沢のみどりの生態系の保全に資するため、多様な動植物の生息地の保全に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(湧水地の保全等)

第20条 市長は、自然の水循環機能の保全に資するため、湧水地の保全及び地下水の涵養に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(多様な保全手法)

第21条 市長は、この条例又は法その他ののみどりの保全を目的とする法令の規定により、保全を図るべきみどりの態様に応じて可能な保全手法を検討し、その保全に努めるものとする。

第4章 緑化の推進

(緑化の推進及びみどりの管理)

第22条 市は、自らが設置し、又は管理する道路、河川、学校、庁舎等の公共公益施設について、緑化に努めるとともに、緑化したみどりの適正な管理に努めなければならない。

- 2 市民等は、自らが所有し、管理し、又は占有する土地及び建物について、緑化に努めるとともに、緑化したみどりの適正な管理に努めなければならない。
- 3 市長は、前2項に規定する緑化及び管理に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な助言又は指導を行うものとする。

(緑化重点地区計画等)

第23条 市長は、法第4条第2項第3号ホに規定する地区（以下「緑化重点地区」という。）を定めた場合、当該地区に係る緑化の推進計画（以下「緑化重点地区計画」という。）を定めるものとする。

- 2 緑化重点地区計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 緑化重点地区の区域
 - (2) 緑化重点地区における緑化に関する基本方針及び目標
 - (3) 緑化重点地区における緑化の計画
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、緑化の推進に関し必要な事項
 - 3 市長は、緑化重点地区計画を定めたときは、これを公表するとともに、当該緑化重点地区の区域を明示した標識を設置するものとする。
 - 4 市長は、緑化重点地区において、自ら緑化の推進に努めるとともに、市民等の緑化を推進する上で必要な支援をすることができる。

(地域緑化推進計画の認定)
- 第24条 市域における相当規模の一団の土地の区域内において、当該区域内の市民等が自主的に緑化を推進しようとする地区の代表者は、当該地区の緑化の推進について次に掲げる事項を定めた計画（以下「地域緑化推進計画」という。）を作成し、市長の認定を求めることができる。
- (1) 地区の区域
 - (2) 地区における緑化の内容
 - (3) 緑化した土地等におけるみどりの管理の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、緑化の推進に関し必要な事項
- 2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により申請を受けた地域緑化推進計画が、第1項の地区の緑化の推進を図る上で適当であると認めるときは、当該計画を認定するとともに、当該地区を地域緑化推進地区として指定するものとする。
 - 4 市長は、地域緑化推進地区を指定したときは、その指定した旨を表示した標識を設置するものとする。
 - 5 市長は、地域緑化推進計画の作成及び地域緑化推進地区における緑化の推進等に関し、技術の提供その他必要な支援をすることができる。
 - 6 第1項から第4項までの規定は、地域緑化推進計画の変更について準用する。
 - 7 地域緑化推進地区の代表者は、地域緑化推進計画の廃止をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
 - 8 市長は、前項の規定による廃止の届出があったときは、地域緑化推進地区の指定を解除するものとする。

第5章 みどりのパートナー

(みどりのパートナーの登録等)

- 第25条 市長は、ふるさと所沢のみどりを守り育てるため、みどりの保全及び緑化の推進に関する自発的かつ実践的な活動を行う個人又は次に掲げる要件のいずれも満たす団体（以下「みどりのパートナー」という。）を登録することができる。
- (1) 規約等を定め、みどりの保全及び緑化の推進のための活動を継続的に行っていること。
 - (2) 市内に活動の本拠を有し、構成員が5人以上であること。
 - (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないこと。
- 2 前項の規定により登録を受けようとする個人又は団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
 - 3 市長は、みどりのパートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により登録を行ったとき。
 - (2) みどりのパートナーとして適当でなくなると判断したとき。
 - (3) その他みどりの保全及び緑化の推進上、著しく支障があると判断したとき。
 - 4 市長は、みどりのパートナーの育成に努めるとともに、その活動に関し、情報の提供、緑化資材の助成その他必要な支援をすることができる。

第6章 所沢すみどりの審議会

(設置)

- 第26条 この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じてみどりの保全及び緑化の推進に関する事項について調査審議するため、所沢すみどりの審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

- 第27条 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) みどりの保全及び緑化の推進に関し知識経験を有する者
 - (2) みどりの保全及び緑化の推進に関し活動する団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
 - 3 審議会に、専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、第1項に定めるもののほか、専門委員若干人を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員の任期は、当該委員の設置の目的が終了した日までとする。

第7章 雑則

(知識の普及等)

第29条 市長は、市民等の意識の高揚を図るため、みどりの保全及び緑化の推進に関し、知識の普及及び情報の提供を行うとともに、教育及び学習の振興に努めなければならない。

2 市長は、市民等が行うみどりの保全及び緑化の推進を図るための自主的活動の育成に努めるものとする。

(調査研究の実施)

第30条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うとともに、その成果を公表するよう努めるものとする。

(広域的施策の推進)

第31条 市は、国、関係地方公共団体等と連携を密にして、みどりの保全及び緑化の推進に関する広域的な施策の推進に努めなければならない。

(立入検査)

第32条 市長は、第11条の規定の施行に必要な限度において、その職員をして里山保全地域の土地に立ち入らせ、又は同条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為がみどりの保全に及ぼす影響を調査させることができる。

2 土地の所有者等は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第11条第3項の規定に違反した者

(3) 第32条第2項の規定に違反した者

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(所沢市緑化推進条例の廃止)

2 所沢市緑化推進条例(昭和48年条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている所沢すみどりの基本計画は、第8条の規定により策定されたすみどりの基本計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の所沢市緑化推進条例第4条の規定により保護樹木又は保護地区に指定されていた樹木又は樹林は、平成27年3月31日までの間は、第15条の規定による保存樹木又は保存樹林として指定されたものとみなす。

(準備行為)

5 里山保全地域の指定、保全管理計画の策定その他のこの条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1緑化推進会議委員の項中「緑化推進会議委員」を「みどりの審議会委員」に改める。

(所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部改正)

7 所沢市ひと・まち・みどりの景観条例(平成22年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「市が認定した巨樹・巨木」を「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例(平成〇年条例第〇号)第15条第2項の規定により指定されたふるさとの樹」に改める。

所沢市みどりの基本計画

2019年4月

発行 所沢市

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04(2998)9373 FAX 04(2998)9195

E-mail a9373@city.tokorozawa.lg.jp

URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>

編集 所沢市環境クリーン部みどり自然課

協力 朝日航洋株式会社



所沢市